

新規開業資金の概要

新規開業資金		創業枠	再挑戦枠
融資対象		<p>独立して創業しようとする方（開業後5年未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方 ただし、県内に居住し、かつ、県内で新規に事業を開始しようとする創業者に限る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社 5. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後5年未満の会社 	<p>過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止又は会社解散を行った経験有して新たに創業しようとする方（開業後5年未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方 ただし、県内に居住し、かつ、県内で新規に事業を開始しようとする創業者に限る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社
資金使途		設備資金、運転資金	
融 資 条 件	融資限度額	<p>1から4の場合 2,500万円 1・3については1,000万円超の場合、超過部分の自己資金相当額が必要 5・6の場合 1,500万円</p>	1,000万円
	融資利率	年1.70%以内	年1.60%以内
	保証の有無	和歌山県信用保証協会の保証を要する	
	保証料率	年0.70%【責任共有制度 対象外】	
	融資期間	<p>設備資金7年以内（据置1年以内）、運転資金5年以内（据置6ヶ月以内） ただし、保証協会が特に認める場合は 設備資金10年以内（据置1年以内）、運転資金7年以内（据置6ヶ月以内）</p>	
	償還方法	割賦償還	
	保証人・担保	不要（ただし、会社代表者は連帯保証人とする）	
申込先	取扱金融機関		

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。

申込必要書類

	新規開業資金	
	創業枠	再挑戦枠
①借入申込書（別記第8号様式）	3 通	3 通
②協会が定める創業・再挑戦計画書	1	1
③建築確認申請書、見積書又は契約書等の写 (設備資金申込時のみ)	1	1
④納税証明書（県税に未納がないこと） (3か月以内のもの)	1	1
⑤法人登記事項証明書(法人のみ) 住民票抄本(個人のみ) (3か月以内のもの)	1	1
⑥印鑑証明書 (3か月以内のもの)	1	1
⑦事業の開始に際して主務官庁の許認可等を必要とする業種については、当該許認可証等の写し (有効期限内のもの)	1	1
⑧事業廃止又は会社解散の日を確認できる書類 事業廃止届、過去の税務申告書の控え等…事業廃止の場合 解散登記のある商業登記簿謄本……………会社解散の場合	—	1
その他、協会及び取扱金融機関が必要とする書類	1 式	1 式

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県信用保証協会理事長様
取扱金融機関の長様

住所
法人名又は
商号
代表者名
電話番号

印

和歌山県中小企業一般融資借入申込書

和歌山県中小企業融資制度に基づき、下記のとおり資金を借りたいので関係書類を添えて申し込みます。

記

資金の種類		新規開業資金		
		(1. 創業枠：設備・運転 2. 再挑戦枠：設備・運転)		
借入 申込 金額	設備資金	円	融資利率	年 %
	運転資金	円	融資期間	年以内
	合計	円	償還方法 (据置期間)	割賦償還 (か月)
借入申込 金融機関		支店名		
仕事の内容 (業種)				
資金使途 (具体的に)				
備考		対象要件 (1. 2. 3. 4. 5. 6.) 対象要件が1又は3の場合 自己資金額 円		

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。